

2015年度 社会人フットサルリーグ 御報告

平成 27 年 1 月 13 日

フットサル社会人リーグ参加チーム各位

平素、当会主催のフットサル社会人リーグにご参加いただき、まことにありがとうございます。

1 月 10 日に開催されました総会において、下記の内容が議決されましたので、ご報告いたします。

これにより、2015 シーズンは、下記を採用した上での募集となりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、事前に HP にあげる予定の資料が、諸般事情により掲載できませんでしたことを、この場を借りてお詫び申し上げます。

フットサル委員会 社会人部
部長 岩田淳二
副部長 武田義親

1 号議案) 駐車場利用規約を大会要綱に追記する

FUN/ECOの両コートで、駐車場の台数が限界に達したため、昨シーズン混乱が生じてしまいました。今後、その混乱により、近隣住民にご迷惑がかりませんように、駐車場要綱を新設いたします。

決定 1) 参加チームは 1 チーム 3 台までの来場とする。

2) 駐車場入場のためには、毎期代表者会議で配布する「駐車券」がない限り、その入場を規制する。

3) 第 1 試合のチームの車両は、第 2 試合終了時まで会場から出車すること。

4) 第 2 試合のチームの車両は、第 3 試合終了時まで会場から出車すること。

5) 第 4・第 5 試合のチームの車両は、第 2 試合終了時まで駐車できないものとする。

6) 選手の乗っていない、応援のみの駐車は、お断りする。

7) 駐車場係を設置する。

8) 選手・観客は駐車場係の指示に従わない場合、大会会場（施設敷地内）へ入場できないものとする。

補足 1) 第 1 試合のチームは審判団に任命しない。

補足 2) 第 2 試合のチームは第 3 試合の審判団に任命しない。

補足 3) オートバイ・原付は数に含まない。

2 号議案) 駐車場係細則

1 号議案可決に伴い、駐車場係の細則を大会要綱に付け加える。

細則 1) 各節、最終試合のうち 1 チームを駐車場係に任命する。

2) 駐車場係は、第 1 試合開始 45 分前に来場し（最低 1 名）し、第 4 試合開始時まで担当する。

3) 駐車場係は、第 3 試合の審判団を担当する。

- 4) 駐車場係は、第1試合から駐車ができ、係りとして来場する車両は、駐車券の上限とは別途に駐車することができる。
- 5) 駐車場係は駐車場利用規約に則り、参加チーム・選手・観客の誘導にあたり、その入場を規制する権利を有する。
- 6) 前年度の成績に基づき、各部最高成績チームは駐車場係を免除する。

補足1) 細則2)について。2014シーズンの経験上、駐車場整理は第4試合終了時までがピークであるため。
補足2) 細則3)はこれにより後審判を無くし、第2試合までのチームの車両を、早期に帰宅させることができるため。
補足3) 細則3)では、駐車場係とは別の人が、主審・第2審判・オフィシャル(1~2名)を行うこと。
補足4) 細則6)10チームで9節のため、1チームあまりが出るので。2部以下の場合は、降格チームを最上位とする。

3号議案) 運営係の設置

現在、フットサル委員会社会人部メンバーが会場に赴いて、責任者を行っております。
これにより、1節1,000円の交通費補助が発生しているため、運営費を圧迫していることの回避を図る。

- 運営係細則1) 運営係は第一試合から最終試合までを監督し、会場責任者となる。
- 2) 運営係は有事の際、規律要綱第7条第3項3番大会運営委員として調査会の一員となる。
 - 3) 運営係は大会要綱第3章第2条に則り、運営委員として試合の中止判断の一員となる。
 - 4) 運営係は駐車場係が兼任する。
 - 5) 運営係のチームが審判団に割り当てられた場合は、その両方を行う。
 - 6) 運営係は当日試合に出場することができる。
 - 7) 運営係は登録選手でなくてもかまわない。
 - 8) 運営係は最終試合終了後、当日の対戦報告書を携帯電話を用いて写真撮影し、当日中に協会へメールで添付送信すること。

補足1) 運営係は1名が請け負うのではなく、チーム全体で請け負うものとする。
補足2) 細則4) 駐車場係はその節中、最初から最後までいるので両立でき、効率がよい。
補足3) 細則4・5・6)について。運営係は乱闘・暴力行為が行われた際の報告を義務とするので、審判、オフィシャル・選手を兼ねる事ができる。ただし、駐車場整理に当たっている者は、試合を見ることができないので、別の者が担うこと。
補足4) 細則8)により、スムーズな結果掲載をはかる。送り先は代表者会議で発表する。

4号議案) 入れ替え戦の改定

消費税の増加に伴う経費削減により、入れ替え戦の制度を改定し、経費削減を図る。

2015シーズンの入れ替え戦について以下のように行います。また、2016シーズン終了時まではこの制度を変更せず、制度の効能を観察するものとする。

社会人リーグ → 各リーグ 9/10 位を自動降格とし、1/2 位を自動昇格とする。
→ 上位リーグ 8 位と下位リーグ 3 位のみ、入れ替え戦を行う。

OVER30 リーグ → 各リーグ 9/10 位を自動降格とし、1/2 位を自動昇格とする。
→ 上位リーグ 8 位と下位リーグ 3 位のみ、入れ替え戦を行う。
→ Division III 1 位のチームは Division II 3 位とプレーオフを行い、勝者が Master 8 位と入れ替え戦をおこなう。

5 号議案) 規律要綱の制定

ここ数年、社会人リーグ内で暴力・暴言行為が問題視されてきています。これに対し、リーグ内での規律を正し、選手・審判・運営が尊重しあえる制度を制定するものとする。

※量が多いため、今回は掲載を一考し、各リーグ代表者会議で正式に配布するものとする。

要点 1) 調査会の設立

→ 暴力行為等が派生した場合、まず調査会を立ち上げ、実態を調査し、報告書を作成後、規律委員会に報告する。

要点 2) 懲罰規定の明確化。

→ 退場による出場停止期間の基準を明確にした。

要点 3) 審判団に対する立場と、無断放棄した際の懲罰の明確化。

その他議案 1) 参加費の値上げ

消費税増税前までは、コート側のご好意により、5%の消費税分を免除していただいておりますが、不況の影響もあり、増税後 2015 シーズンより、消費税分もお支払いすることとなりました。

つきましては、2015 シーズンより、参加費以下のようにさせていただきます。

そのために総会で各議決を取り、経費削減等を行いましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

消費税 8% 中 (2015 シーズン)

参加費 34,500 円 + チーム協会加盟費 5,000 円 + 個人登録料

消費税 10% 増税後 (2016 シーズン?)

参加費 35,000 円 + チーム協会加盟費 5,000 円 + 個人登録料

※ただし、社会人 OPEN リーグ、OVER30 リーグ Division III、OVER40 リーグは参加チーム数により、参加費が変わりますのでご了承ください。

その他議案2) OVER50 リーグ・学生リーグの創設を目指して

現在、社会人(年齢制限なし)・OVER30・OVER40・OVER60 が発足し、新春では OVER70 のカテゴリーが発足しました。

H-FA では生涯サッカー・フットサルを目指し、空白である中学・高校・大学・OVER50 のフットサルリーグを設立させ、「一生涯八王子でボールを蹴り続けられる環境」の整備を目指しております。

数年中に OVER50 リーグを発足を目指していることをお伝えいたしました。

また、運営をお手伝いしてくださる方を募集することを発表いたしました。